

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
- 土地改良事業計画の変更の認可（二件）（農村整備課）
- 土地改良法による換地計画の決定（二件）（〃）
- 土地改良事業の認可（〃）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（五件）（〃）
- 土地改良事業の工事の完了（〃）
- 県営土地改良事業の工事の完了（〃）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- 建築基準法により同一敷地内にあるとみなされる二以上の構えをなす建築物（建築課）
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正
- ◇ 選 管 告 示 歯科衛生士試験の実施（医務課）
- 歯科技工士試験の実施（〃）

告 示

鳥取県告示第九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認認認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米原歯科クリニック	米子市米原五七五	平成二年一月十一日
家森薬局	東伯郡赤碓町大字赤碓一一四 四一四	平成二年一月五日
天野医院	五 東伯郡大栄町大字由良宿二一	平成二年一月一日
医療法人社団ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬一一九 五一三	〃
医療法人社団上原クリニック	倉吉市塚町二丁目九六二一二	〃
西尾歯科	鳥取市富安一丁目五一一	〃
増田耳鼻咽喉科 医院	倉吉市宮川町二五六一四	〃
寺岡医院	鳥取市吉岡温泉町一三五一三	〃

もりた薬局 循環器クリニック ク花園内科医院	八頭郡八東町大字富枝四八 米子市東福原五八〇―二一	平成二年一月四日 平成二年一月一日
------------------------------	------------------------------	----------------------

鳥取県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区が行う土地改良事業（団体営農業用河川工作物応急対策事業榎原地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年一月二十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業新井地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成二年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第四工区の換地計画を定めたので、同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（一般）吉野地区区画整理）を平成二年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九十八号

岩美町が行う土地改良事業に係る恩志地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る恩地地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（漆原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百一号

日南町が行う土地改良事業に係る立石地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二号

日南町が行う土地改良事業に係る日野上西地区矢戸工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和

地区農業用排水	貝田（上井手）	昭和三十二年三月二十日
地区農業用排水	貝田地区	昭和三十二年三月二十日
農林業地域改善対策事業舟谷地区は場整備	第二舟谷地区	昭和三十二年三月二十日
画整理		
農用地利用増進特別対策事業御机地区農地造成		昭和三十二年三月二十日
山村地域農林業特別対策事業武庫地区農業用排水		昭和三十二年三月二十日
山村地域農林漁業特別対策事業杉谷地区かんがい排水		昭和三十二年三月二十日
農道整備	吉原地区	昭和三十二年三月二十日
第三期山村振興農林漁業対策事業神奈川地区		昭和三十二年三月二十日
地区農業用排水	大河南	昭和三十二年三月二十日
地区	神奈川	昭和三十二年三月二十日
地区	日光地	昭和三十二年三月二十日
農林業同和对策事業江府本町五丁目地区農道整備		昭和三十二年三月二十日
自然休養村整備事業助沢地区は場整備		昭和三十二年三月二十日

二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営土地改良総合整備事業上北条地区農業用排水と農道整備・暗きょ排水を一体としたもの	平成元年三月二十日

鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成元年六月二十八日 鳥取県指令受都計三二一第五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字下網場、字下ノ垣、字梨子ノ木、字下垣灘、字下網場灘ノ二、字下網場灘ノ一及び字横土手
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一一九一二

株式会社ショーホク

代表取締役 松谷佳興

鳥取県告示第百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物について同法第六条第三項の規定による通知をしたので、同法第八十六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二以上の構えをなす建築物に係る一団地の区域
八頭郡般岡町大字坂田字薬師下分五五七一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成二年二月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一の表皆生温泉病院の項の次に次のように加える。

医療法人養和会広江病院	米子市上後藤三二
医療法人養和会老人保健施設仁風荘	米子市上後藤三二

一の表医療法人専仁会信生病院の項の次に次のように加える。

医療法人清和会垣田病院	倉吉市上井三〇二一
-------------	-----------

公 告

歯科衛生士法（昭和二十九年法律第204号）第11条の規定により、歯科衛生士試験を次のとおり実施する。

平成2年2月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験期日 平成2年3月15日（木）午前9時から
- 2 試験場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験科目

解剖学及び生理学、病理学・微生物学及び薬理学、口腔^{くわう}衛生学、衛生学・公衆衛生学（衛生行政・社会福祉を含む。）^{てつ}、栄養指導、歯科臨床大要（歯科臨床概論、歯科保存学、歯科補綴学、口腔^{くわう}外科学、小児歯科学、矯正歯科学）、歯科予防処置、歯科診療補助及び保健指導

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

5 受験願書の受付期間

平成2年2月9日(金)から同月17日(土)まで(郵送の場合は、平成2年2月17日(土)までの消印があるものは有効とする。)

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課

7 提出書類

- (1) 受験願書(所定の様式によること。)
 - (2) 受験資格を証する書類
- ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書(平成2年3月卒業見込みの者にあつては、卒業見込証明書。この場合においては、平成2年3月31日(土)までに卒業証明書を提出すること。)

4の(3)に該当する者は、厚生大臣の認定を受けたことを証する書類。

(3) 写真(出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。)

8 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 14,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

(1) 合格者は、平成2年3月26日(月)正午に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。

(2) 合格者には、合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号0857-26-7189)に問い合わせること。

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成2年2月2日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | |
|---|---|
| <p>1 試験期日 平成2年3月5日(月)午前9時から
学説試験 平成2年3月4日(日)午前9時から
実地試験</p> <p>2 試験場所 鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校</p> <p>3 試験科目 学説試験 歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、
小児歯科技工学、歯科鑄造学、歯科理工学及び関係法規
実地試験 歯科技工実技</p> <p>4 受験資格 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者</p> <p>(2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者</p> <p>(3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成2年2月9日(金)から同月17日(土)まで(郵送の場合は、平成2年2月17日(土)までの消印があるものは有効とする。)</p> <p>6 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部医務課</p> <p>7 提出書類 (1) 受験願書(所定の様式によること。)</p> | <p>(2) 履歴書(所定の様式によること。)</p> <p>(3) 受験資格を証する書類
ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書(平成2年3月卒業見込みの者)にあっては、卒業見込証明書。この場合においては、平成2年3月31日(土)までに卒業証明書を提出すること。)</p> <p>イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類</p> <p>(4) 写真(手札形合紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に「シキ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)</p> <p>8 試験手数料及び納入方法
(1) 試験手数料 21,000円
(2) 納入方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部にはり付けること。この場合、消印しないこと。</p> <p>9 合格者の発表等
(1) 合格者は、平成2年3月16日(金)正午に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示板にその受験番号を掲示して公表する。
(2) 合格者には、合格証書を交付する。</p> <p>10 その他
(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
(2) その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話番号</p> |
|---|---|

0857-26-7189)に問い合わせること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】